

平成23年6月3日

都道府県ホッケー協会 御中
関係団体 御中

社団法人 日本ホッケー協会
技術委員会
委員長 西田 範次
(公印省略)

スティックシール・プリントについて（再通知）

いつも当委員会にご協力頂き、誠に有難うございます。

さて、平成17年度より実施して参りましたスティックシール・プリントについて、再度お知らせ致します。

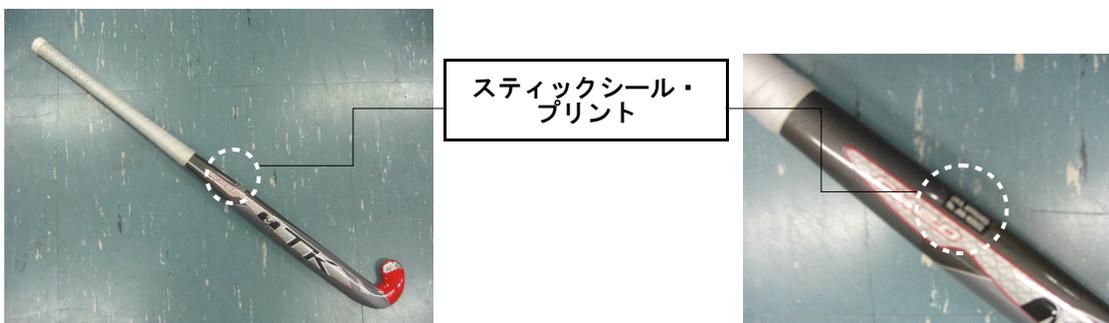
平成23年3月11日現在、「用具製造・販売企業指定証」を受けている企業は次の3社になります。

| 企業名 | スティックシール・プリント公認番号 |
|------------|-------------------|
| 株式会社 ジャンボ | No. JHA-0001 |
| 株式会社 ビックバン | No. JHA-0002 |
| トップスティックス | No. JHA-0005 |

公認指定企業〔現在は上記3社〕の検定シール・プリントの表示がないホッケースティックについては、(社)日本ホッケー協会主催・共催及びそれに準じる公式試合での使用は認められておりません。

尚、猶予期間に貼られた(社)日本ホッケー協会のスティックシール・プリントの表示があるスティックは使用可となります。

(社)日本ホッケー協会のスティックシール・プリントは、平成23年4月1日からは貼付はいたしません。



上記の件については、既にご承知のことと思いますが、各試合会場での混乱が無いよう、皆様方に周知徹底をお願いしたく再度ご連絡させて頂きました。

再度、内容をご確認頂き、貴協会・貴団体の傘下チームや役員の皆様方に、周知徹底を宜しくお願い致します。